

# ○浦安市学校給食における食物アレルギー等対応給付金交付規則

令和 8 年 3 月 31 日

規則第 36 号

(目的)

**第 1 条** この規則は、食物アレルギー、宗教上の理由又は負傷若しくは疾病等（以下「食物アレルギー等」という。）により学校給食の提供を受けることができないため、学校給食の代替として弁当を持参している児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者に対し、予算の範囲内において、浦安市学校給食における食物アレルギー等対応給付金（以下「給付金」という。）を交付することにより、児童等の保護者の経済的な負担を軽減することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この規則における用語の意義は、浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和 4 年条例第 7 号）及び浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和 4 年教育委員会規則第 5 号。以下「施行規則」という。）の例による。

(給付金の額等)

**第 3 条** 給付金の額は、月額とし、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 6 条第 2 項第 1 号又は第 4 号のいずれかに該当する場合の給付金の額は、小学校に通う児童にあつては月額 360 円、中学校に通う生徒にあつては月額 420 円とする。

3 給付金の支給対象となる期間は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施行規則第 3 条の規定により学校給食を申し込まない旨の届出を行った場合 同条の規定により学校給食を申し込む旨の届出を行っていただければ最初に学校給食の提供を受ける予定であった日（第 5 条の規定により給付金の申請をした日が当該予定であった日の属する月の翌月以降の月に属する場合にあつては、当該申請をした日の属する月の初日（5 月に申請する場合を除く。））から施行規則第 3 条の規定により学校給食を申し込む旨の届出を行っていただければ最後に学校給食の提供を受ける予定であった日（同条

の規定による学校給食を申し込む旨の届出があった場合にあっては、学校給食の提供を開始した日の前日)まで

- (2) 施行規則第6条の2の規定により学校給食の停止を行った場合 当該学校給食の停止を行った日(第5条の規定により給付金の申請をした日が当該停止をした日の属する月の翌月以降の月に属する場合にあっては、当該申請をした日の属する月の初日)から学校給食の停止を行っていないければ当該年度において最後に学校給食の提供を受ける予定であった日(施行規則第6条の2第2項の規定による学校給食の再開の届出があった場合にあっては、学校給食の提供を再開した日の前日)まで

(給付対象者)

**第4条** 給付金の交付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、学校給食の代替として弁当を持参している児童等の保護者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 食物アレルギー等を理由として、施行規則第3条の規定により学校給食を申し込まない旨の届出又は施行規則第6条の2第1項の規定により学校給食の停止に係る届出を提出していること。
- (2) 学校給食費を滞納していないこと。
- (3) 児童等及びその保護者が、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録をされていること。

(給付金の申請)

**第5条** 給付金の交付を受けようとする者は、浦安市学校給食における食物アレルギー等対応給付金交付申請書(別記第1号様式)により市長に申請しなければならない。

(交付決定等)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定し、その結果を浦安市学校給食における食物アレルギー等対応給付金交付決定・却下通知書(別記第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更の届出等)

**第7条** 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、

第5条の規定により申請した事項に変更が生じたとき、又は給付対象者でなくなったときは、浦安市学校給食における食物アレルギー等対応給付金申請事項変更・資格喪失届（別記第3号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（交付請求）

**第8条** 受給者は、給付金の交付の請求をしようとするときは、浦安市学校給食における食物アレルギー等対応給付金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

**第9条** 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けた者があるときは、給付金の交付の決定を取り消すことができる。

（給付金の返還）

**第10条** 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補則）

**第11条** この規則に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

### 別表（第3条第1項）

学校	区分	給付金の額
小学校	第1学年の4月以外に実施する学校給食	6,120円
	第1学年の4月に実施する学校給食	4,320円
中学校	第3学年の3月以外に実施する学校給食	7,140円
	第3学年の3月に実施する学校給食	5,040円

別 記

第1号様式（第5条）

浦安市学校給食における食物アレルギー等対応給付金交付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

浦安市学校給食における食物アレルギー等対応給付金の交付を受けたいので、以下のとおり申請します。

申請者 (保護者)	ふりがな	
	氏名	
	住所	
	電話番号	
児童・生徒	ふりがな	
	氏名	
	住所	※申請者と異なる場合のみ記入
	学校名 学年学級	
学校給食の代替として弁当を持参させている理由（いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> ）		
<input type="checkbox"/> 食物アレルギー <input type="checkbox"/> 宗教上の理由 <input type="checkbox"/> 負傷又は疾病等		
学校給食の停止状況（いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> ）		
<input type="checkbox"/> 学校給食申出書により、学校給食を申し込まない旨を届出済み		
<input type="checkbox"/> 学校給食停止届により、学校給食を停止する旨を届出済み		
個人情報の取得に関する承諾書		
本申請を行うに当たり、私（申請者）及び私の属する世帯の次に掲げる事項について、市が給付金の交付決定及び支払に必要な範囲において、市が保有する情報を確認し、又は他の行政機関等に確認することについて承諾します。なお、このことについて、私の属する世帯の世帯員の同意を得ています。		
(1) 食物アレルギー等を理由として、施行規則第3条の規定により学校給食を申し込まない旨の届出又は施行規則第6条の2第1項の規定により学校給食の停止に係る届出を提出していること。		
(2) 学校給食費を滞納していないこと。		
(3) 児童等及びその保護者が、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録をされていること。		
(4) 児童等の学校の出席状況に関すること。		
署名（申請者）_____		

第2号様式（第6条）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市学校給食における食物アレルギー等対応給付金交付決定

・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった浦安市学校給食における食物アレルギー等対応給付金の交付について、浦安市学校給食における食物アレルギー等対応給付金交付規則第6条の規定により、次のとおり決定・却下したので、通知します。

1 決定

（支給対象期間）

年 月 日から最後に学校給食の提供を受ける予定であった日又は学校給食の提供を開始し、若しくは再開した日の前日まで

2 却下

（理由）

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第7条）

浦安市学校給食における食物アレルギー等対応給付金申請事項変更・資格喪失届

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所

届出者 氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった浦安市学校給食における食物アレルギー等対応給付金について、次のとおり申請事項の変更・資格の喪失があったので、浦安市学校給食における食物アレルギー等対応給付金交付規則第7条の規定により届け出ます。

変更内容	変更前	
	変更後	
資格喪失の事由		
申請事項の変更又は資格喪失のあった年月日		

第4号様式（第8条）

浦安市学校給食における食物アレルギー等対応給付金交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所

請求者 氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった浦安市学校給食における食物アレルギー等対応給付金を、浦安市学校給食における食物アレルギー等対応給付金交付規則第8条の規定により、次のとおり請求します。

交付請求額 円

振込先口座	金融機関名		支店名	
	預金種目	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			